平成２４年（フ）第４８号
群馬県吾妻郡中之条町大字折田71番地３　オガワハウス２―108
債務者　福田　正一
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８６号
埼玉県熊谷市箱田７丁目３番11ー501号　箱田ハイツ
債務者　宮井　佳子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第７２号
千葉県市川市南行徳３丁目19番21号401室　サンハイツ市川
債務者　上野川洋一
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５７号
相模原市中央区千代田３丁目17番７号
債務者　髙桑　大樹
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７３号
相模原市緑区大島2258番地１　サニードエル大島Ⅲ202
債務者　三枝　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８０号
神奈川県座間市入谷１丁目1531番地の２　入部ハイツ201号
債務者　鎌田　朝美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８１号
相模原市緑区下九沢2937番地１　グリーンヒルズ橋本304
債務者　沼口　晴夫
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８７号
相模原市南区下溝1741番地
債務者　白田　武男
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８８号
相模原市中央区相模原３丁目３番４号　メゾンエクレーレ相模原Ⅲ502
債務者　塚本やよい
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７９号
新潟市中央区桜木町10番６号　メゾンエリアⅢ―Ｄ、前住所新潟県西蒲原郡弥彦村大字上泉1791番地
債務者　二村亜矢子（旧姓保坂）
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８９号
新潟市北区松浜６丁目６番地31
債務者　武田　優乙
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９６号
新潟市中央区天神尾１丁目22番３号　パンプキンダンスＡ棟101号室
債務者　中野　　仁
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
静岡県裾野市稲荷132番地の１
債務者　榎本　益江
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２９６号
京都市伏見区葭島矢倉町４番地43
債務者　大久保香理
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
京都市伏見区深草石橋町19番地２
債務者　乾　　義子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
京都府宇治市宇治里尻61番地　小桜荘12号
債務者　細川千代惠
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６１号
大阪府藤井寺市御舟町９番23号
債務者　中村八重子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係